

精神科医師の倫理綱領

日本精神神経学会

I. 前文

精神医学・医療は、人びとの精神保健福祉の向上に寄与し、精神の病による障害や不利を克服し、人びとが平和で幸せな生活を送れるように支えることを目的とする。

そのために精神科医師は、精神を病む人びとが、ともすれば傷つきやすく社会的不利益を蒙りやすい立場にあることを考慮しつつ、一人の人格を有する存在として尊重し、かつ社会において平等に処遇され、意義ある人生を送りたいという希望の実現を支援するように努めなければならない。

現代社会は世界的に複雑錯綜する状況にあり、心身の健康を維持することの困難さはますます増大している。そのなかで人びとの精神保健福祉を増進し、精神の病を予防し、早期治療を目指すことはより重要になりつつある。

精神医学が精神の病に関わる特異性と専門性を有することを、精神科医師は十分に認識し、その病の原因を究明し、診断や治療の技術、リハビリテーション技術の向上に努め、精神の病に苦しみ不利を蒙っている人びとの地域生活の質の向上に資すること、さらにその成果を広く社会に伝達することに努めなければならない。

精神科医師は、これらの目的のために以下の事項を遵守し、偏見を克服し、常に良識をもって自らの良心に恥じない行為を心がけ、自らの人格の向上、知識と技能の研鑽に努めなければならない。

II. 精神科医師の倫理綱領

1. **【人間性の尊重】** 精神科医師は、いかなるときも精神を病む人びとの尊厳と人間性を尊重する。
2. **【適正な評価】** 精神科医師は、精神を病む人びとに関して可能な限り科学的かつ客観的な評価を行う。
3. **【最善の利益の提供】** 精神科医師は、他の専門職、さらには広く国民と協力し、精神を病む人びとの最善の利益となる精神科的治療ならびに包括的な援助を提供する。
4. **【自己決定権の尊重】** 精神科医師が治療および援助を提供する際には、十分な情報提供を行い、精神を病む人びととともに有効な同意を形成するよう努める。
5. **【守秘義務】** 精神科医師は、精神を病む人びとに関する守秘義務を遵守する。

6. **【無危害】**精神科医師は、精神を病む人びとに危害を及ぼしうる行為を避けるよう努める。
7. **【乱用と搾取の禁止】**精神科医師は、専門的技能および地位の乱用を行ってはならず、精神を病む人びとからのいかなる搾取も行ってはならない。
8. **【人格の陶冶と技能の維持】**精神科医師は、つねに人格の陶冶と品位の保持を心がけ、専門および関連領域の最新の知識と技術を習得するよう努める。
9. **【精神科医師相互の責務】**精神科医師は相互に尊重しあうべきであり、同業者の反倫理的行為を容認してはならない。
10. **【研究倫理の遵守】**精神科医師が臨床研究を行う際には、研究倫理に係る規則に示された倫理原則を遵守する。
11. **【社会貢献】**精神科医師は、精神保健福祉に関する適切な啓発活動を行い、精神保健福祉サービスの向上に貢献する。
12. **【法と制度への責務】**精神科医師は法を遵守するとともに、法や制度を改善するよう努める。

2014年6月25日制定